平成３０年（フ）第２４８８号
大阪市淀川区東三国５丁目８番16号　笹川マンション　２階、前住所大阪市淀川区東三国５丁目13番27―311号
債務者　小倉洋一郎
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３号
北海道空知郡奈井江町字奈井江748番地96
債務者　内馬場あずさ（旧姓錦織）
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成３０年（フ）第６９号
北海道帯広市東７条南10丁目11番地　ｃｈｅｌｓｅａ（チェルシー）201号室
債務者　野々村典史
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第１０８号
群馬県高崎市柴崎町1631番地１
債務者　深澤　啓二
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第２３号
堺市中区深井水池町3147番地　レジデンス川口302号
債務者　北村　由美
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５４６号
堺市北区金岡町2338番地１　けやきハイツ105号
債務者　藤山　晴行
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５４７号
堺市北区金岡町2338番地１　けやきハイツ105号
債務者　藤山　貴恵（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第６３号
香川県高松市牟礼町原1317番地２
債務者　近藤　幸夫
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第６４号
香川県高松市牟礼町原1317番地２
債務者　近藤　擁子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２２号
香川県木田郡三木町大字池戸2668番地２
債務者　寒川　誠子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１３９号
香川県高松市高松町376番地２
債務者　大須賀和人
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４７号
香川県善通寺市原田町266番地　竜川団地10号
債務者　堤　　宣明
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第５０号
香川県丸亀市塩屋町３丁目11番50号　フレグランスＴ　Ｂ棟205号
債務者　小町　辰喜
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第３５号
福岡県大牟田市青葉町91番地41　シベール青葉Ｂ128号
債務者　大塚　健治
1　決定年月日時　平成30年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第２３号
大分県日田市丸山２丁目１番62号
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大分地方裁判所日田支部